

～ 人事委員会勧告(関連資料) ～

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 民間給与との較差に基づく平成26年の給与改定
- 5 給与制度の総合的見直しへの対応
- 6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)
- 7 最近の人事委員会勧告の実施状況

平成26年10月

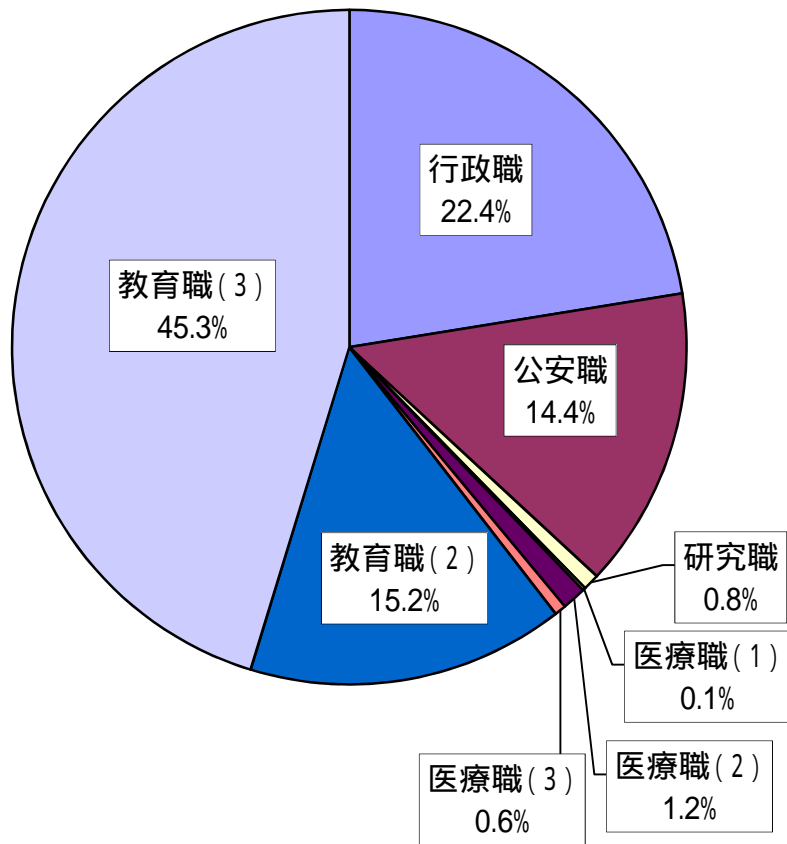
熊本県人事委員会

1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会の勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は以下のとおりです。

- ・職員数は、20,989人であり、昨年より47人の減(行政職については、4,712人で81人の減)
- ・職員の平均年齢は43歳10月であり、昨年と同じです(行政職については、43歳5月で昨年より3月若年化)

<平成26年 職員構成比>



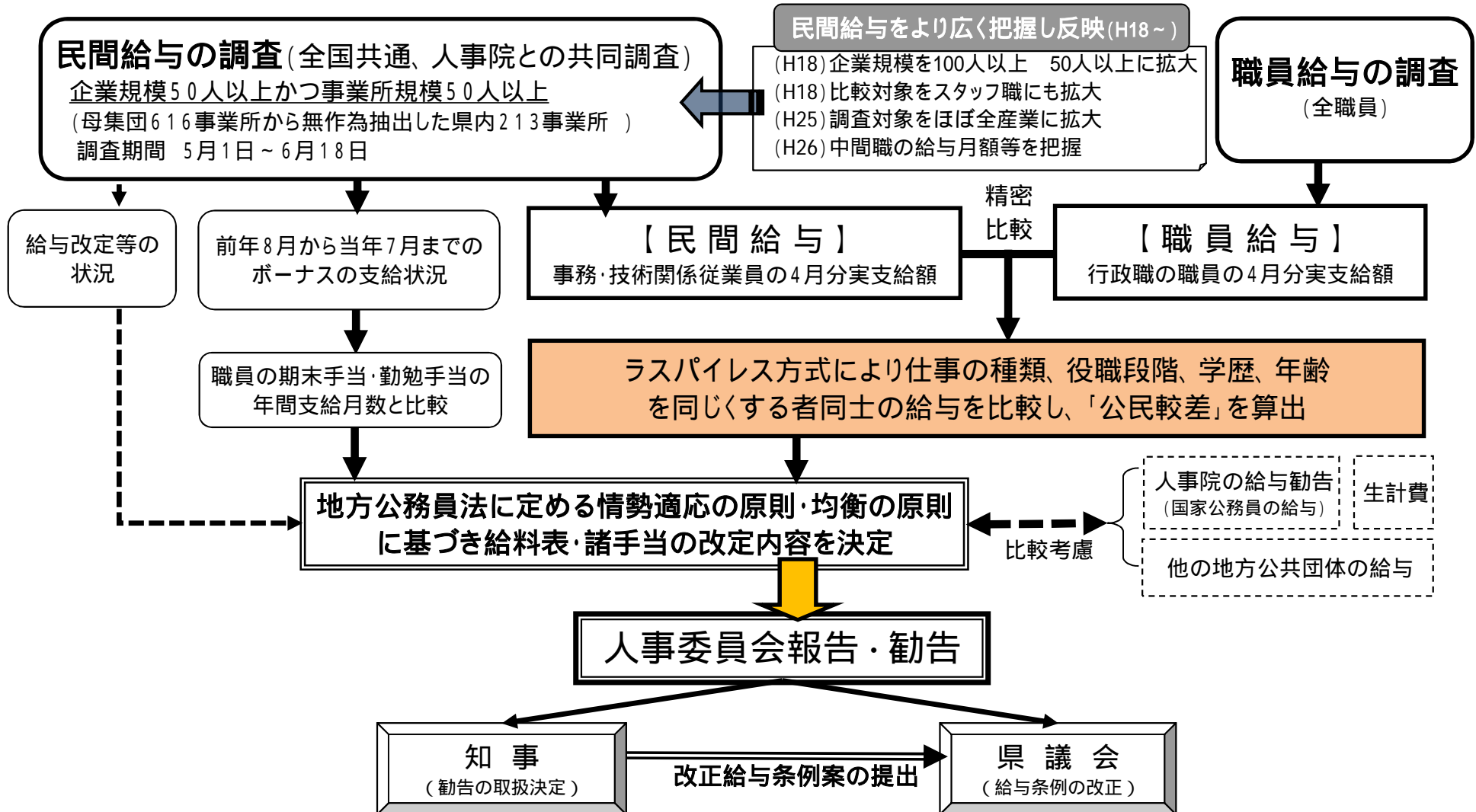
項目 給料表	職員数			平均年齢		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	4,712人	4,793人	81人	43歳5月	43歳8月	3月
公安職	3,029人	3,015人	+14人	38歳5月	38歳9月	4月
研究職	166人	171人	5人	41歳6月	41歳7月	1月
医療職(1)	29人	26人	+3人	48歳3月	48歳6月	3月
医療職(2)	241人	234人	+7人	43歳1月	43歳10月	9月
医療職(3)	118人	118人	0人	46歳1月	45歳8月	+5月
教育職(2)	3,193人	3,173人	+20人	42歳9月	42歳6月	+3月
教育職(3)	9,501人	9,506人	5人	46歳2月	46歳0月	+2月
合計	20,989人	21,036人	47人	43歳10月	43歳10月	0月

(平成26年4月1日現在)

職員数、平均年齢等は、「平成26年職員給与実態調査」によるものです。
 職員数は、勧告対象職員のうち再任用職員、任期付職員、育児休業中の職員、休職中の職員等を除く人数です。

2 人事委員会勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に報告・勧告を行っています。

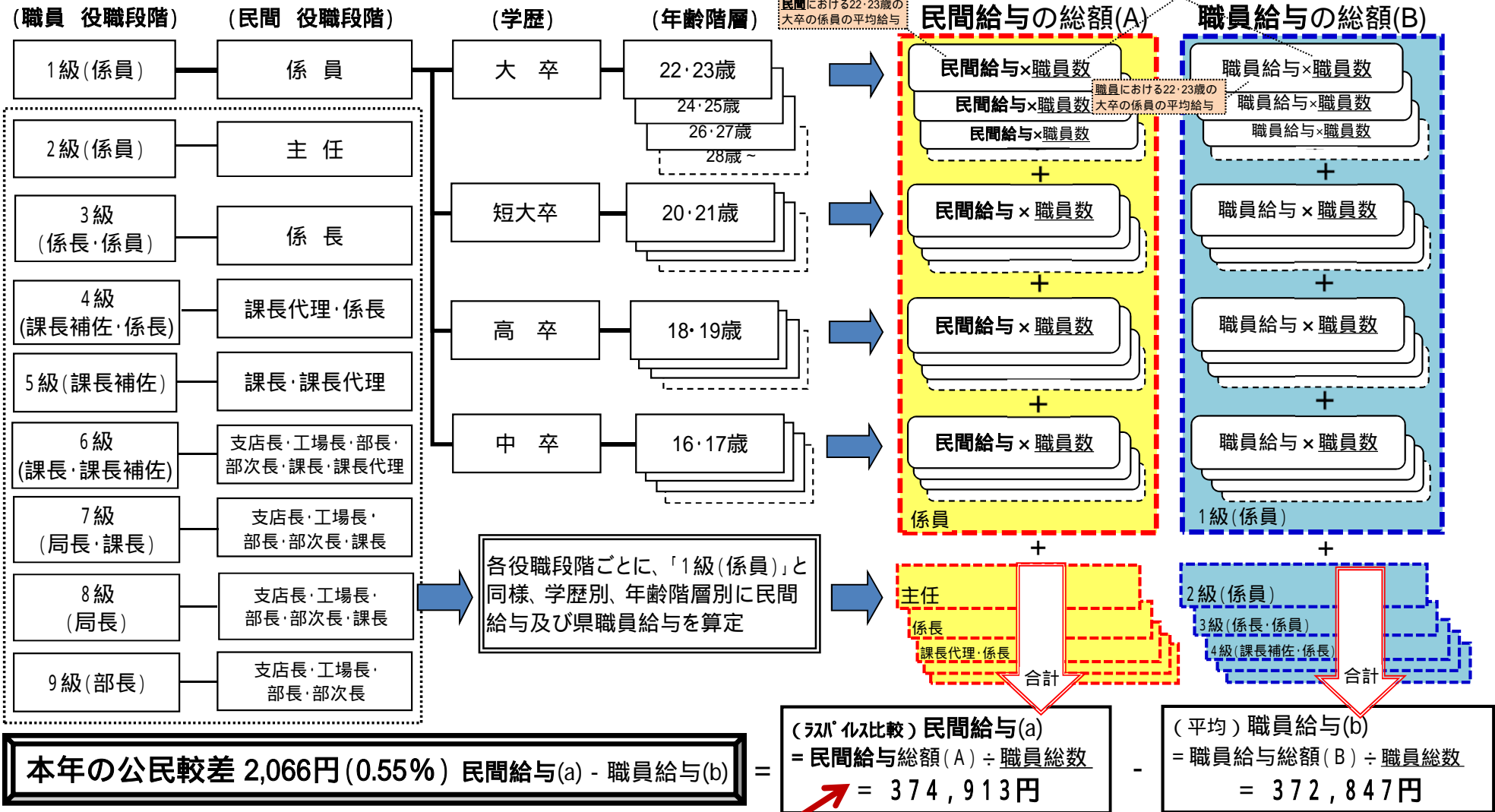


3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の公民給与の比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の較差があるかを算出しています。

具体的には、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、次のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与とのそれぞれに(本県の行政職)職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較し、公民の較差を算出しています。

職員における22・23歳の大卒の係員の人数

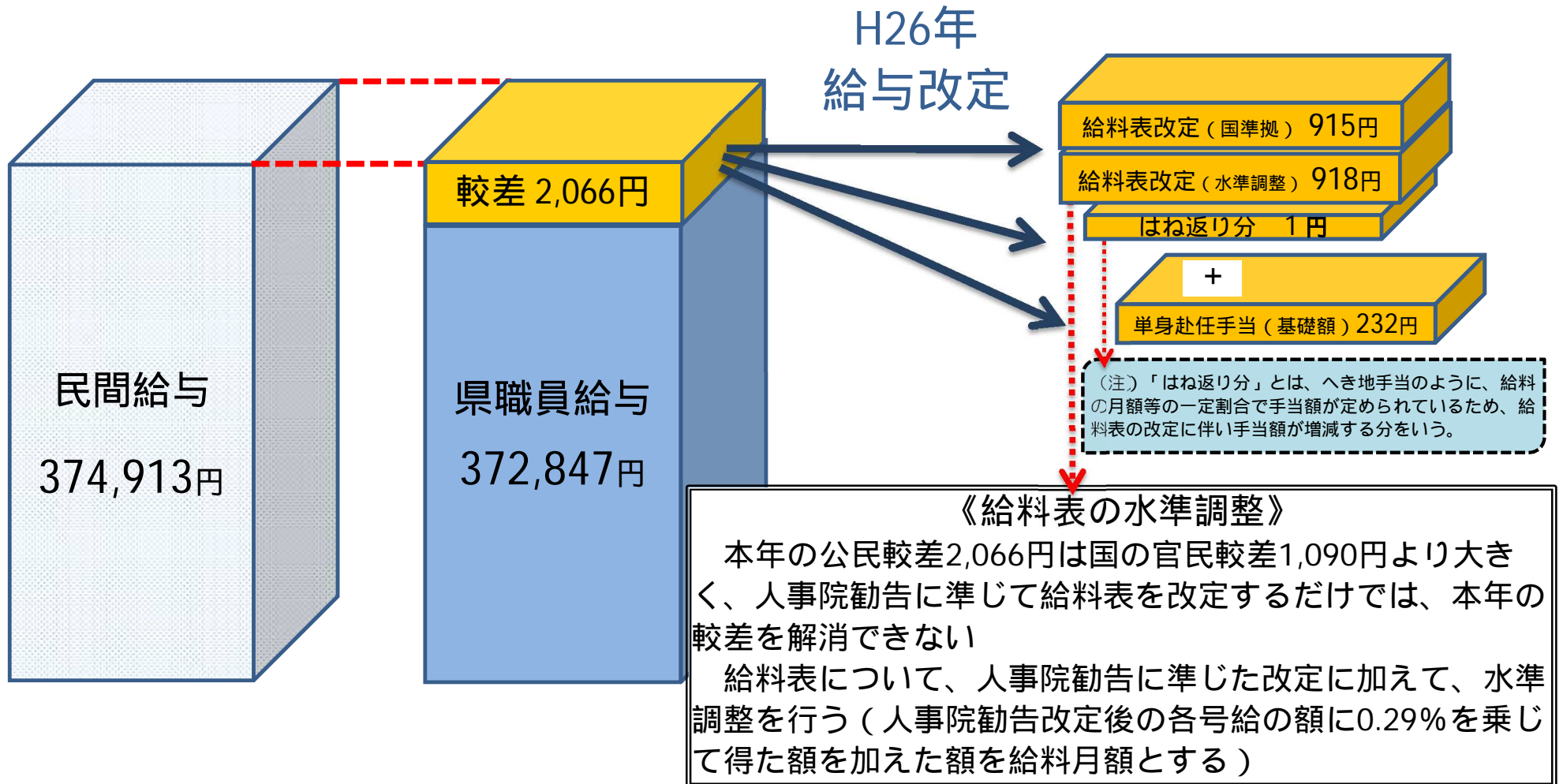


県内民間事業所の平均給与を職員に支給した場合の支給総額および職員1人当たりの平均額

民間事業所との人員構成の違いによる影響を除くために、給与の主な決定要素である役職・学歴・年齢に関する人員構成を同じにして比較(ラスパイレス比)

4 民間給与との較差に基づく平成26年の給与改定

本年の民間給与との較差 2,066円(0.55%)を解消し、地域の民間給与との均衡を図るため、人事院勧告による国の俸給表改定に準じて給料表の改定を行い、解消できない較差について、給料表の水準調整及び単身赴任手当(基礎額)の引上げで解消することとしました。



5 給与制度の総合的見直しへの対応

人事院は、昨年報告した給与制度の総合的見直しについて、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し、官民の給与差を踏まえた50歳代後半層の給与水準の見直し、公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し、という3つの課題に対処するため、平成27年4月から俸給表及び諸手当の見直しを行うことを勧告しました。

本県の給与制度は従来から国に準じてきたところですが、給与制度の総合的見直しは、職員給与の水準、ひいては地域の民間給与との均衡に与える影響が大きいことから慎重に検討する必要があると考えます。

地域間の給与配分の見直しについては、地域の民間給与をより重視する観点から人事院勧告に準じた給料表水準の引下げは見送ることとしますが、世代間の給与配分の見直しについては、国との均衡や雇用と年金の接続の観点から、本県でも検討が必要な課題であり、職員給与に与える影響等の検証とともに、本県における人事管理や職員構成等の状況、他の都道府県の取組状況等を総合的に勘案する必要があることから、引き続き検討することとしました。

諸手当の見直しのうち、単身赴任手当(加算額)及び管理職員特別勤務手当の見直しについては、本県でも民間の手当の支給状況や職員の勤務実態が国家公務員と同様の状況にあるため、人事院勧告に準じて実施することとしました。

人事院における勧告内容

地域間の給与配分の見直し

民間賃金水準が低い12県における官民較差を踏まえ、俸給表水準を平均2%引き下げるとともに、併せて民間賃金水準が高い地域に支給する地域手当の見直し(引上げ)を行う

世代間の給与配分の見直し

の俸給表改定に際して、50歳代後半層の官民の給与差を踏まえ、若年層が多く在職する級号俸の引下げを抑制し、高齢層職員が多く在職する級号俸の引下げ割合を大きく設定することにより、給与カーブの見直しを行う

職務及び勤務実績に応じた給与配分(諸手当の見直し)

広域異動手当、単身赴任手当、本府省業務調整手当、管理職員特別勤務手当の見直し

本県における対応内容

人事院勧告に準じて給料表を引き下げれば、地域の民間給与との均衡が図れなくなることが予見される。地域の民間給与をより重視する観点から、給料表水準の引下げは見送ることとし、県外の地域手当の見直しも行わない

国と職員構成が異なるため、人事院勧告に準じて給料表を改定しても、国とは異なる影響等が生じる可能性がある一方、国の俸給表との均衡、雇用と年金の接続の観点から、本県でも検討が必要な課題。職員給与に与える影響等の検証や、職員構成等の状況、他都道府県の取組状況等を総合的に勘案して検討することが必要であり、引き続き見直しを検討

単身赴任手当(加算額)は民間の支給状況、管理職員特別勤務手当は職員の勤務実態を踏まえ、人事院勧告に準じて見直し

6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)

役職段階	年齢	家族構成 (扶養親族)	勧告前		勧告後		年間給与 額の差	備 考
			給与月額	年間給与	給与月額	年間給与		
係 員	18歳	(独 身)	140,100 円	2,048,000 円	142,512 円	2,097,000 円	49,000 円	新規高卒採用者
	22歳	(独 身)	172,200 円	2,518,000 円	174,705 円	2,571,000 円	53,000 円	新規大卒採用者
	25歳	(独 身)	191,200 円	3,050,000 円	193,659 円	3,118,000 円	68,000 円	
	30歳	配偶者	240,700 円	3,822,000 円	243,065 円	3,894,000 円	72,000 円	
係 長 級	35歳	配偶者、子1人	292,900 円	4,699,000 円	295,197 円	4,780,000 円	81,000 円	32歳で第1子,37歳で第2子誕生と仮定
	40歳	配偶者、子2人	352,700 円	5,720,000 円	354,951 円	5,811,000 円	91,000 円	
課長補佐級	45歳	配偶者、子2人	398,500 円	6,468,000 円	400,783 円	6,567,000 円	99,000 円	
課 長 級	50歳	配偶者、子2人 (扶養手当加算1人)	507,200 円	8,026,000 円	509,189 円	8,130,000 円	104,000 円	
局 長 級	55歳	配偶者、子1人 (扶養手当加算1人)	556,400 円	9,008,000 円	558,087 円	9,123,000 円	115,000 円	
部 長 級	58歳	配偶者、子1人 (扶養手当加算1人)	660,800 円	10,882,000 円	662,869 円	11,029,000 円	147,000 円	

[注1] 給与月額及び年間給与は、給料、扶養手当、管理職手当並びに期末手当及び勤勉手当により算出しています。

[注2] 給与月額及び年間給与は、職員の採用・任用状況、家族構成等によって異なります。

7 最近の人事委員会勧告の実施状況

この10年間における県職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額(改定見送り)による年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年、7年ぶりの引上げとなります。

内容等 勧告年	公民較差	月例給	特別給(期末手当・勤勉手当)		行政職職員の平均年間給与	
		改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成17年 (2005年)	0.42%	0.36%	4.45月	0.05月	0.4万円	0.1%
平成18年 (2006年)	0.01%	勧告なし ^(注1)	4.45月	-	-	-
平成19年 (2007年)	0.17%	0.16%	4.50月	0.05月	2.9万円	0.5%
平成20年 (2008年)	0.03%	勧告なし ^(注2)	4.50月	-	-	-
平成21年 (2009年)	0.28%	0.27%	4.15月	0.35月	15.2万円	2.4%
平成22年 (2010年)	0.10%	0.10%	3.95月	0.20月	8.3万円	1.4%
平成23年 (2011年)	0.28%	0.28%	3.95月	-	1.7万円	0.3%
平成24年 (2012年)	0.01%	勧告なし ^(注3)	3.95月	-	-	-
平成25年 (2013年)	0.05%	勧告なし ^(注4)	3.95月	-	-	-
平成26年 (2014年)	0.55%	0.55%	4.10月	0.15月	9.0万円	1.5%

(注1) 月例給・特別給の改定以外の「管理職手当の定額化等に係る勧告」あり

(平成21～23年度は特例条例による減額後の平均年間給与による増減)

(注2) 月例給・特別給の改定以外の「医師の初任給調整手当改定等に係る勧告」あり

(注3) 月例給・特別給の改定以外の「昇給制度の改正及び自宅に係る住居手当廃止に係る勧告」あり

(注4) 月例給・特別給の改定以外の「給与構造改革における経過措置の廃止に係る勧告」あり